兵庫県公報

平成20年３月28日　金曜日　　第 1965 号

発　行　人
兵　　庫　　県
神戸市中央区下山手通
５丁目10番１号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

（兵庫県民の旗＝県旗）

目　　次

規　　則　　ページ

○ 理容師の業務に関する手続等を定める規則及び美容師の業務に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（生活衛生課）…… 3
○ 兵庫県立知的障害者援護施設管理規則の一部を改正する規則（福祉法人課）…… 4
○ 兵庫県立職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則（能力開発課）…… 4

告　　示

○ 昭和59年兵庫県告示第1017号（職員会館の使用料）の一部改正（職員課）…… 4
○ 救急病院の認定（医務課）…… 5
○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（同）…… 6
○ 県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課）…… 6
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）…… 6
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）…… 7
○ 県営土地改良事業の換地処分（同）…… 7
○ 同　　上（同）…… 7
○ 同　　上（同）…… 7
○ 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（同）…… 8
○ 同　　上（同）…… 8
○ 昭和45年兵庫県告示第394号の７（兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例に規定する知事の指定する土地改良事業及び面積）の一部改正（同）…… 8
○ 建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）…… 8
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）…… 9
○ 道路の区域の変更、供用開始等（同）…… 9
○ 同　　上（同）…… 10
○ 同　　上（同）…… 10
○ 同　　上（同）…… 11
○ 道路の区域の変更（同）…… 11
○ 同　　上（同）…… 12
○ 神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（街路課）…… 12
○ 同　　上（同）…… 13
○ 同　　上（同）…… 13
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）…… 13
○ 同　　上（同）…… 14
○ 阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）道路事業の事業計画の変更認可（同）…… 14
○ 東播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）…… 14
○ 同　　上（同）…… 15
○ 洲本都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）…… 15
○ 平成６年兵庫県告示第364号中播都市計画下水道事業香寺町公共下水道の事業計画の変更認可（下水道課）…… 16
○ 昭和38年建設省告示第1586号東播都市計画下水道事業加古川市公共下水道の事業計画の変更認可（同）…… 16
○ 昭和50年兵庫県告示第781号東播都市計画下水道事業高砂市公共下水道の事業計画の変更認可（同）…… 16
○ 昭和51年兵庫県告示第556号篠山都市計画下水道事業篠山市公共下水道の事業計画の変更認可（同）…… 16
○ 平成８年兵庫県告示第259号南淡都市計画下水道事業南あわじ市公共下水道の事業計画の変更認可（同）…… 17
○ 昭和62年建設省告示第2045号東播都市計画下水道事業稲美町公共下水道の事業計画の変更認可（同）…… 17
○ 昭和54年兵庫県告示第2158号東播都市計画下水道事業播磨町公共下水道の事業計画の変更認可（同）…… 18

○ 兵庫県土地利用基本計画の一部変更（都市政策課）…… 18
○ 新住宅市街地法開発事業の事業計画の変更認可（まちづくり課）…… 18
○ 同　　上（同）…… 19
○ 景観形成地区の指定及び関係書類の縦覧（同）…… 19
○ 景観形成基準の決定及び関係書類の縦覧（同）…… 20
○ 景観形成重要建造物等の指定（同）…… 21
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）…… 22
○ 東播都市計画公園事業の事業計画の変更認可（公園緑地課）…… 22
○ 道路の位置指定（建築指導課）…… 23
○ 建築基準法に基づく指定確認検査業務の廃止（同）…… 23
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部改正（会計課） …… 23
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（同） …… 24

公　　告

○ 落札者等の公示（管財課）…… 24
○ 同　　上（同）…… 25
○ 同　　上（同）…… 25
○ 同　　上（同）…… 26
○ 都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告（まちづくり課）…… 26

県議会告示

○ 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第３条第６項に定める議会の運営に必要な会議を定める規程の一部を改正する規程 …… 26

選挙管理委員会公告

○ 平成19年度選挙一般表彰 …… 27
○ 平成19年執行兵庫県議会議員選挙及び参議院議員通常選挙選挙時表彰 …… 27

公安委員会規則

○ 個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則 …… 28
○ 警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 …… 29
○ 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 …… 30

警察本部告示

○ 個人情報の保護に関する条例施行規程（平成18年兵庫県警察本部告示第248号）の一部改正 …… 31

公布された法令のあらまし

◉理容師の業務に関する手続等を定める規則及び美容師の業務に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第12号）

理容師養成施設指定規則及び美容師養成施設指定規則の一部改正により、厚生労働大臣の指定した理容師養成施設及び美容師養成施設（以下「指定養成施設」という。）の設置者が都道府県知事に対して行うこととされている指定養成施設の収支決算等の細目及び入所者等の数の届出については、厚生労働大臣に対して行うこととされることに伴い、次に掲げる規則について所要の整備を行うこととした。

1　理容師の業務に関する手続等を定める規則

2　美容師の業務に関する手続等を定める規則

◉兵庫県立知的障害者援護施設管理規則の一部を改正する規則（規則第13号）

兵庫県立三木精愛園の施設の改修に伴い、当該施設の入所定員を15人増員することとした。

◉兵庫県立職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則（規則第14号）

第８次兵庫県職業能力開発計画に基づき、新規学卒者をはじめ離転職者、フリーター等の多様な主体の訓練ニーズや企業側の人材ニーズに対応した職業能力の開発を実施するため、次のとおり所要の整備を行うこととした。

1　訓練科目の見直し

⑴　兵庫県立神戸高等技術専門学院

ア　普通課程の福祉機器工学科を廃止する。

イ　短期課程の機械加工技術科、電気制御科、印刷加工科及び福祉調理科を新設する。

ウ　短期課程の介護サービス科の定員を20人（現行40人）とする。

⑵　兵庫県立姫路高等技術専門学院
　ア　普通課程の冷凍空調設備科を廃止する。
　イ　短期課程の金属加工技術科、建築施工技術科、住宅設備科及び塗装技術科を新設する。
２　訓練時間の見直し
　兵庫県立職業能力開発校の訓練時間に係る規定を削除する。

◉個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第４号）

送付の方法により訂正請求書又は利用停止請求書を提出することができる場合を追加するため、次に掲げるとおり、関係規定について所要の整備を行うこととした。

１　送付の方法により訂正請求書又は利用停止請求書を提出することができる場合として病気、身体の障害その他のやむを得ない理由のため、訂正請求書又は利用停止請求書を持参することができないと公安委員会が認める場合を加える。

２　病気、身体の障害その他のやむを得ない理由のため、訂正請求書又は利用停止請求書を持参することができないと公安委員会が認めて、送付の方法により訂正請求書又は利用停止請求書を提出する場合における本人確認手続について、開示請求書を送付して開示請求を行う場合の規定を準用する。

◉警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第５号）

行財政構造改革における一般事業費の削減計画を推進する必要があること等に伴い、特殊勤務手当を支給する職員を改める等、所要の整備を行うこととした。

◉兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第６号）

通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路が、道路管理者により新たに指定されること等に伴い、自動車の積載物の高さの制限に係る規定を改めることとした。

規　　則

理容師の業務に関する手続等を定める規則及び美容師の業務に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

　平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

兵庫県規則第12号

理容師の業務に関する手続等を定める規則及び美容師の業務に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

（理容師の業務に関する手続等を定める規則の一部改正）

第１条　理容師の業務に関する手続等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第73号）の一部を次のように改正する。

　第１条中「。以下「指定省令」という。」を削る。
　第２条及び第３条を次のように改める。
第２条及び第３条　削除
　様式第１号から様式第３号までを次のように改める。
様式第１号から様式第３号まで　削除

（美容師の業務に関する手続等を定める規則の一部改正）

第２条　美容師の業務に関する手続等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第74号）の一部を次のように改正する。

　第１条中「。以下「指定省令」という。」を削る。
　第２条及び第３条を次のように改める。
第２条及び第３条　削除
　様式第１号から様式第３号までを次のように改める。
様式第１号から様式第３号まで　削除

　　附　則

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

兵庫県立知的障害者援護施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

兵庫県規則第13号

兵庫県立知的障害者援護施設管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立知的障害者援護施設管理規則（昭和37年兵庫県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表知的障害者更生施設の款兵庫県立三木精愛園の項中「60人」を「75人」に改める。

附　則

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

兵庫県立職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

兵庫県規則第14号

兵庫県立職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則

兵庫県立職業能力開発校運営規則（昭和48年兵庫県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項を削る。

別表兵庫県立神戸高等技術専門学院の款普通課程の項福祉機器工学科の目を削り、同款短期課程の項板金科の目の次に次のように加える。

機械加工技術科	１年	15人
電気制御科	１年	15人
印刷加工科	１年	10人

別表兵庫県立神戸高等技術専門学院の款短期課程の項介護サービス科の目中「40人」を「20人」に改め、同目の次に次のように加える。

福祉調理科	６月	20人

別表兵庫県立姫路高等技術専門学院の款普通課程の項冷凍空調設備科の目を削り、同款短期課程の項機械加工科の目の前に次のように加える。

金属加工技術科	１年	10人

別表兵庫県立姫路高等技術専門学院の款短期課程の項機械製図科の目の次に次のように加える。

建築施工技術科	１年	10人
住宅設備科	１年	15人
塗装技術科	１年	10人

附　則

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

告　　示

兵庫県告示第319号

昭和59年兵庫県告示第1017号（職員会館の使用料）の一部を次のように改正し、平成20年４月１日から施行する。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

附属設備の表の次に次の表を加える。

加古川職員福利センター

施設名	使用料					
	９時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時まで	９時から17時まで	13時から21時まで	９時から21時まで
多目的室１	円 1,200	円 1,600	円 1,200	円 2,800	円 2,800	円 4,000
同　２	1,200	1,600	1,200	2,800	2,800	4,000
サークル室１	1,300	1,700	1,300	3,000	3,000	4,300
同　２	1,200	1,600	1,200	2,800	2,800	4,000
和　室１	400	600	400	1,000	1,000	1,400
同　２	400	600	400	1,000	1,000	1,400
トレーニング室	１人１回　200円					

兵庫県告示第320号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　名　　　称　兵庫県立姫路循環器病センター
　所　在　地　姫路市西庄甲520番地
　認定年月日　平成20年１月10日
　認定の有効期限　平成23年１月９日
２　名　　　称　医療法人仁寿会　石川病院
　所　在　地　姫路市別所町別所二丁目150番地
　認定年月日　平成20年１月10日
　認定の有効期限　平成23年１月９日
３　名　　　称　医療法人松浦会　姫路第一病院
　所　在　地　姫路市御国野町国分寺143番地
　認定年月日　平成20年１月10日
　認定の有効期限　平成23年１月９日
４　名　　　称　塩津外科胃腸科
　所　在　地　加古川市平岡町土山字東山１－20
　認定年月日　平成20年３月１日
　認定の有効期限　平成23年２月28日
５　名　　　称　あおぞらクリニック

所　　在　　地　　三田市大畑字清水357－１
認 定 年 月 日　　平成20年１月23日
認定の有効期限　　平成23年１月22日

兵庫県告示第321号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

名　　　　称　　杉安病院
所　　在　　地　　尼崎市尾浜町２丁目26番13号
撤 回 年 月 日　　平成20年１月28日

兵庫県告示第322号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の工事は、完了した。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

事　業　名	地　区　名 （工区名）	地　域　名	工事着手 年 月 日	工事完了 年 月 日	備考 （事業内容）
経営体育成基盤整備事業	笹野地区	たつの市新宮町上笹、下笹	平成15.5.21	平成19.3.29	区画整理

兵庫県告示第323号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

大山川沿岸土地改良区

退任役員

役員の区分	氏　　名	住　　所
理　事	青　野　博　通	篠山市追入105番地
同	伊　勢　　稔	同　市園田分77番地
同	伊　勢　俊　昭	同　市大山宮323番地
同	齋　藤　　隆	同　市大山上119番地
同	吉　竹　和　雄	同　市園田分528番地
同	西　垣　教　示	同　市大山上238番地
同	橋　本　宗　一	同　市石住12番地
同	村　上　浩　章	同　市高倉455番地
同	中　澤　幹　夫	同　市一印谷276番地
同	河　合　義　雄	同　市大山新75番地
同	中　澤　岩　繼	同　市町ノ田310番地
同	中　澤　政　幸	同　市町ノ田319番地１
同	松　尾　壽　雄	同　市長安寺76番地
同	雪　岡　房　男	同　市北野新田82番地
同	齋　藤　繁　雄	同　市北野204番地
同	團　野　邦　生	同　市大山下1223番地
同	木　村　省　一	同　市町ノ田310番地
監　事	北　尾　喜代治	同　市追入411番地
同	松　井　勝　美	同　市大山新183番地

同	長　澤　昌　三	同　市大山下178番地

就任役員

役員の区分	氏　名	住　所
理　事	金　子　武　夫	篠山市追入431番地
同	藤　原　隆　夫	同　市大山宮303番地
同	伊　勢　俊　昭	同　市大山宮323番地
同	北　尾　　浩	同　市大山上457番地１
同	吉　竹　和　雄	同　市園田分528番地
同	西　垣　教　示	同　市大山上238番地
同	橋　本　宗　一	同　市石住12番地
同	村　上　浩　章	同　市高倉455番地
同	中　澤　　彰	同　市一印谷202番地
同	古　川　　昌	同　市大山新182番地
同	中　澤　岩　繼	同　市町ノ田310番地
同	中　澤　政　幸	同　市町ノ田319番地１
同	松　尾　壽　雄	同　市長安寺76番地
同	青　木　一　水	同　市北野新田49番地
同	齋　藤　繁　雄	同　市北野204番地
同	團　野　邦　生	同　市大山下1223番地
同	中　川　博　基	同　市北野新田60番地２
監　事	北　尾　喜代治	同　市追入411番地
同	松　井　勝　美	同　市大山新183番地
同	長　澤　昌　三	同　市大山下178番地

兵庫県告示第324号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

土地改良区の名称	認可年月日
小坂西部土地改良区	平成20年３月12日

兵庫県告示第325号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第９項の規定により、平成20年３月12日県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）淡河地区東畑工区の換地処分をした。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

兵庫県告示第326号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第９項の規定により、平成20年３月14日県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）淡河地区北僧尾工区の換地処分をした。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

兵庫県告示第327号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第９項の規定により、平成20年３月14日県営土地改良事業（経

営体育成基盤整備事業）淡河地区萩原北工区の換地処分をした。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

兵庫県告示第328号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の４において準用する同法第54条第３項の規定により、次の市から換地処分を行った旨の届出があった。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

市の名称	地区名
豊岡市	江野地区

兵庫県告示第329号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の４において準用する同法第54条第３項の規定により、次の市から換地処分を行った旨の届出があった。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

市の名称	地区名
洲本市	鮎原吉田地区

兵庫県告示第330号

昭和45年兵庫県告示第394号の７（兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例に規定する知事の指定する土地改良事業及び面積）の一部を次のように改正し、平成20年４月１日から施行する。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

表知事の指定する土地改良事業の欄中

「基幹水利施設補修事業」を「基幹水利施設補修事業
基幹水利施設ストックマネジメント事業」に

「経営体育成基盤整備事業」を「経営体育成基盤整備事業
農業生産法人等育成緊急整備事業」に改める。

兵庫県告示第331号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

1　処分をした年月日

平成20年３月10日

2　被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称　株式会社中村建設

主たる営業所の所在地　赤穂市加里屋63番地の10

代表者の氏名　中　村　泰　夫

許可番号　兵庫県知事許可（特－19）第550265号

3　処分の内容

建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し

（土木工事業、建築工事業、ほ装工事業及び造園工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実

株式会社中村建設の代表取締役は、平成20年２月６日、神戸地方裁判所において競売入札妨害罪により懲役10月、執行猶予３年の判決を受け、同月21日その刑が確定している。

このことは、建設業法第29条第１項第２号に該当する。

兵庫県告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年３月31日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年３月28日から２週間、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道 若桜下三河線	佐用郡佐用町河崎字下畑11番２から 同　郡同　町下三河字タカンボ685番まで	旧	5.0から 21.0まで	1,840.0	
		新	5.0から 21.0まで	1,840.0	
			10.0から 54.0まで	1,996.0	

兵庫県告示第333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年３月28日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成20年３月28日から２週間、阪神北県民局県土整備部宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考

国道 １　７　６　号	宝塚市中筋２丁目245番１から 同　市山本西２丁目48番１まで	旧	6.0から 17.0まで 7.0から 14.0まで	152.0 158.0	
		新	6.0から 17.0まで	152.0	

兵庫県告示第334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年３月31日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成20年３月28日から２週間、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道 上三河平福線	佐用郡佐用町上三河字長黒147番１から 同　郡同　町上三河字中ノ町196番２まで	旧	5.0から 8.0まで	116.0	
	佐用郡佐用町上三河字中ノ町196番２から 同　郡同　町上三河字中ノ町196番２まで	新	7.0から 7.0まで	10.0	起点変更
県道 中三河佐用線	佐用郡佐用町中三河字森國348番から 同　郡同　町中三河字小松原708番まで	旧	3.0から 15.0まで	170.0	
	佐用郡佐用町中三河字小松原710番から 同　郡同　町中三河字小松原708番まで	新	11.0から 11.0まで	10.0	起点変更

兵庫県告示第335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年３月28日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成20年３月28日から２週間、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
	洲本市中川原町中川原字堂ノ瀬1037番から 同　市中川原町中川原字南1358番２まで 洲本市中川原町中川原字堂ノ瀬1037番から 同　市中川原町中川原字南1358番２まで	旧	4.0から 12.0まで 4.0から 17.0まで	146.0 164.0	

県道 上 内 膳 塩 尾 線	洲本市中川原町中川原字広地1428番１から 同　市中川原町中川原字中屋1442番２まで		4.0から 11.0まで	122.0	
	洲本市中川原町中川原字堂ノ瀬1037番から 同　市中川原町中川原字南1358番２まで 洲本市中川原町中川原字広地1428番１から 同　市中川原町中川原字中屋1442番２まで	新	11.0から 16.0まで 11.0から 17.0まで	146.0 122.0	

兵庫県告示第336号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年３月31日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成20年３月28日から２週間、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備考
県道 鮎 原 江 井 線	淡路市山田字裸堂乙729番１から 同　市山田字久保乙65番１まで	旧	2.0から 11.0まで 6.0から 38.0まで	670.0 922.0	予定地
		新	6.0から 38.0まで	922.0	
県道 明 神 安 乎 線	淡路市山田字竹ノ下乙21番１から 同　市山田字明火甲541番まで	旧	2.0から 11.0まで	656.0	
		新	6.0から 16.0まで	571.0	

兵庫県告示第337号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年３月28日から２週間、北播磨県民局県土整備部社土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備考

道路の種類 路線名	区間	旧新	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道 西脇口吉川神戸線	加東市下久米字中山1635番150から 同　市下久米字片山561番１まで	旧	3.0から 38.0まで	1,052.0	
		新	3.0から 38.0まで	1,052.0	
			11.0から 48.0まで	880.0	予定地

兵庫県告示第338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年３月28日から２週間、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道 香住村岡線	美方郡香美町香住区森字姫路山275番３から 同　郡同　町香住区加鹿野字ババ184番まで	旧	6.0から 24.0まで	1,402.0	
		新	6.0から 24.0まで	1,402.0	
			11.0から 55.0まで	1,527.0	予定地

兵庫県告示第339号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　施行者の名称
　神戸市
２　都市計画事業の種類及び名称
　神戸国際港都建設道路事業
　3.3.46号　弓場線
３　事業施行期間
　変更前　平成７年３月31日から平成20年３月31日まで
　変更後　平成７年３月31日から平成24年３月31日まで
４　事業地
　⑴　収用の部分
　　変更なし
　⑵　使用の部分
　　なし

兵庫県告示第340号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとお

り認可した。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　施行者の名称

神戸市

２　都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

8.7.20号　三宮駅前東線

３　事業施行期間

変更前　平成16年５月28日から平成20年３月31日まで

変更後　平成16年５月28日から平成23年３月31日まで

４　事業地

(1)　収用の部分

変更なし

(2)　使用の部分

なし

兵庫県告示第341号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　施行者の名称

神戸市

２　都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

8.7.23号　松風線

３　事業施行期間

変更前　平成16年６月４日から平成20年３月31日まで

変更後　平成16年６月４日から平成21年３月31日まで

４　事業地

(1)　収用の部分

変更なし

(2)　使用の部分

なし

兵庫県告示第342号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　施行者の名称

尼崎市

２　都市計画事業の種類及び名称

阪神間都市計画道路事業

3.4.614号　園田豊中線

３　事業施行期間

変更前　昭和58年３月25日から平成20年３月31日まで

変更後　昭和58年３月25日から平成24年３月31日まで

４　事業地

(1)　収用の部分

変更なし

⑵　使用の部分
なし

兵庫県告示第343号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　施行者の名称
尼崎市
２　都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3.5.619号　長洲久々知線
３　事業施行期間
変更前　平成13年６月26日から平成20年３月31日まで
変更後　平成13年６月26日から平成25年３月31日まで
４　事業地
⑴　収用の部分
変更なし
⑵　使用の部分
なし

兵庫県告示第344号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　施行者の名称
芦屋市
２　都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）道路事業
3.3.130号　山手幹線
３　事業施行期間
変更前　平成10年４月28日から平成20年３月31日まで
変更後　平成10年４月28日から平成21年３月31日まで
４　事業地
⑴　収用の部分
変更なし
⑵　使用の部分
なし

兵庫県告示第345号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　施行者の名称
明石市
２　都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
3.4.504号　魚住駅前線

3.5.533号　魚住駅南線
8.7.501号　魚住駅歩行者道
３　事業施行期間
変更前　平成15年７月１日から平成20年３月31日まで
変更後　平成15年７月１日から平成22年３月31日まで
４　事業地
(1)　収用の部分
変更なし
(2)　使用の部分
なし

兵庫県告示第346号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　施行者の名称
加古川市
２　都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
3.4.146号　中津水足線
3.3.550号　平野神野線
３　事業施行期間
変更前　平成14年３月15日から平成20年３月31日まで
変更後　平成14年３月15日から平成27年３月31日まで
４　事業地
(1)　収用の部分
変更なし
(2)　使用の部分
なし

兵庫県告示第347号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　施行者の名称
洲本市
２　都市計画事業の種類及び名称
洲本都市計画道路事業
3.5.334号　物部曲田塩屋線
3.5.735号　汐見線
３　事業施行期間
変更前　平成９年11月11日から平成20年３月31日まで
変更後　平成９年11月11日から平成21年３月31日まで
４　事業地
(1)　収用の部分
変更なし
(2)　使用の部分
なし

兵庫県告示第348号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

1　施行者の名称

姫路市

2　都市計画事業の種類及び名称

平成６年兵庫県告示第364号中播都市計画下水道事業香寺町公共下水道

3　事業施行期間

変更前　平成６年３月11日から平成20年３月31日まで

変更後　平成６年３月11日から平成26年３月31日まで

4　事業地

⑴　収用の部分

変更なし

⑵　使用の部分

変更なし

兵庫県告示第349号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

1　施行者の名称

加古川市

2　都市計画事業の種類及び名称

昭和38年建設省告示第1586号東播都市計画下水道事業加古川市公共下水道

3　事業施行期間

変更前　昭和38年４月１日から平成20年３月31日まで

変更後　昭和38年４月１日から平成28年３月31日まで

4　事業地

⑴　収用の部分

変更なし

⑵　使用の部分

変更なし

兵庫県告示第350号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

1　施行者の名称

高砂市

2　都市計画事業の種類及び名称

昭和50年兵庫県告示第781号東播都市計画下水道事業高砂市公共下水道

3　事業施行期間

変更前　昭和27年２月22日から平成20年３月31日まで

変更後　昭和27年２月22日から平成28年３月31日まで

4　事業地

⑴　収用の部分

変更なし
⑵　使用の部分
変更なし

兵庫県告示第351号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　施行者の名称
篠山市
２　都市計画事業の種類及び名称
昭和51年兵庫県告示第556号篠山都市計画下水道事業篠山市公共下水道
３　事業施行期間
変更前　昭和51年３月16日から平成25年３月31日まで
変更後　昭和51年３月16日から平成26年３月31日まで
４　事業地
⑴　収用の部分
変更なし
⑵　使用の部分
変更なし

兵庫県告示第352号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　施行者の名称
南あわじ市
２　都市計画事業の種類及び名称
平成８年兵庫県告示第259号南淡都市計画下水道事業南あわじ市公共下水道
３　事業施行期間
変更前　平成８年２月20日から平成24年３月31日まで
変更後　平成８年２月20日から平成25年３月31日まで
４　事業地
⑴　収用の部分
変更なし
⑵　使用の部分
変更なし

兵庫県告示第353号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　施行者の名称
加古郡稲美町
２　都市計画事業の種類及び名称
昭和62年建設省告示第2045号東播都市計画下水道事業稲美町公共下水道

３　事業施行期間
変更前　平成元年２月10日から平成20年３月31日まで
変更後　平成元年２月10日から平成28年３月31日まで
４　事業地
⑴　収用の部分
変更なし
⑵　使用の部分
変更なし

兵庫県告示第354号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　施行者の名称
加古郡播磨町
２　都市計画事業の種類及び名称
昭和54年兵庫県告示第2158号東播都市計画下水道事業播磨町公共下水道
３　事業施行期間
変更前　昭和54年９月11日から平成20年３月31日まで
変更後　昭和54年９月11日から平成28年３月31日まで
４　事業地
⑴　収用の部分
変更なし
⑵　使用の部分
変更なし

兵庫県告示第355号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第９条第１項の規定により定めた兵庫県土地利用基本計画（平成10年兵庫県告示第660号）の一部を次のとおり変更した。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　変更した内容
２の兵庫県土地利用基本計画図
２　変更した地域
⑴　丹波市の一部の農業地域の縮小
⑵　神戸市、三木市、小野市、川辺郡猪名川町、多可郡多可町の各一部の森林地域の縮小

なお、変更に係る計画図は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び各県民局県土整備部まちづくり課において縦覧に供する。

兵庫県告示第356号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定に基づき、次のとおり新住宅市街地開発事業の事業計画の変更を認可した。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　施行者の名称
神戸市
２　都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設計画新住宅市街地開発事業

西神地区新住宅市街地開発事業
３　変更後の事業施行期間
昭和46年11月９日から平成23年３月31日まで
４　事業地
神戸市西区狩場台１丁目、２丁目、３丁目、４丁目及び５丁目
同　市同区糀台１丁目、２丁目、３丁目、４丁目、５丁目及び６丁目
同　市同区美賀多台１丁目、２丁目、３丁目、４丁目、５丁目、６丁目、７丁目、８丁目及び９丁目
同　市同区竹の台１丁目、２丁目、３丁目、４丁目、５丁目及び６丁目
同　市同区春日台１丁目、２丁目、３丁目、４丁目、５丁目、６丁目、７丁目、８丁目及び９丁目
同　市同区樫野台１丁目、２丁目、３丁目、４丁目、５丁目及び６丁目
同　市同区櫨谷町池谷字糀ケ谷、字下櫛ケ谷、字上櫛ケ谷及び字上鎌井谷
同　市同区櫨谷町菅野字野手、字北山、字菅野谷及び字西山
同　市同区櫨谷町栃木字堂ノ前、字アサノ谷、字小谷、字西山、字勝負谷、字西ケ市、字狐塚、字ヌク井、字狐谷、字樫木谷及び字地蔵谷
同　市同区櫨谷町長谷字内田川、字東山、字竹谷口及び字西山畑
同　市同区櫨谷町福谷字糀ケ谷、字下惣代、字北田及び字上惣代
同　市同区平野町大畑字寸尺、字源内、字奥ノ谷、字皿池尻、字ヤクシニシ、字砂池及び字東山
同　市同区平野町堅田字白師谷、字内垣内及び字口山谷
同　市同区平野町繁田字北山、字大年谷、字大年前、字北水谷、字中水谷、字南水谷、字栢谷及び字二谷
同　市同区平野町下村字平瀬
同　市同区平野町常本字向井及び字後代
同　市同区平野町宮前字畦代、字宇留山及び字五六谷
同　市同区平野町向井字辻ノ口、字山ノ谷及び字水池

兵庫県告示第357号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定に基づき、次のとおり新住宅市街地開発事業の事業計画の変更を認可した。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　施行者の名称
神戸市
２　都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設計画新住宅市街地開発事業
神戸研究学園都市新住宅市街地開発事業
３　変更後の事業施行期間
昭和55年12月26日から平成23年３月31日まで
４　事業地
神戸市西区学園東町１丁目、２丁目、３丁目、４丁目、５丁目、６丁目、７丁目、８丁目及び９丁目
同　市同区学園西町１丁目、２丁目、３丁目、４丁目、５丁目、６丁目、７丁目及び８丁目
同　市垂水区名谷町字賀市

兵庫県告示第358号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第８条第１項の規定により、景観形成地区を次のとおり指定し、平成20年３月28日からその効力を生ずることとした。

その関係図書は、兵庫県庁、但馬県民局及び新温泉町役場において縦覧に供する。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　景観形成地区の名称及び種別
新温泉町浜坂味原川周辺地区歴史的景観形成地区

２　景観形成地区に指定する土地の区域
　新温泉町浜坂及び清富の各一部

兵庫県告示第359号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第９条第１項の規定により、新温泉町浜坂味原川周辺地区について、景観形成基準を次のとおり定め、平成20年３月28日から施行することとした。

その関係図書は、兵庫県庁、但馬県民局及び新温泉町役場において縦覧に供する。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

新温泉町浜坂味原川周辺地区景観形成基準

新温泉町浜坂味原川周辺地区のまちなみの特徴と課題等を踏まえ、地域住民が暮らしやすく誇りに思えるまちづくり、自然の風景や歴史文化の蓄積による情緒を求める来訪者が再び訪れたくなるまちづくりを目指し、景観形成基準の基本的な考え方を以下のとおりとする。

ア　豊かな自然景観を活かす
○日本海や岸田川への眺望を意識するとともに、市街地から周辺の山々などの自然景観を望むことができるよう建築物の高さに配慮する。
○味原川東側に広がる田園風景を大切にし、味原川周辺の景観に調和した建物づくりを進める。

イ　味原川がつくる景観を活かす
○味原川沿いの遊歩道は最も重要な眺望ポイントである。川沿いの建物のみならず、遊歩道から見ることができる風景にも配慮する。
○地区のシンボルとも言える味原川の石垣を大切にするとともに、川に架かる橋なども味原川に調和したものとしていく。

ウ　地域の歴史・文化に配慮する
○伝統的意匠や自然素材の良さを活かした建物づくりを進め、地域の歴史・文化を大切にしていく。
○現存している伝統的な建物や古木についても後生に遺していけるよう守っていく。

エ　地域の生活文化を大切にする
○味原川のホタルの生息を守り、水質の保全、石垣の管理、清掃など日々の生活のなかで景観づくりを進める。

具体的な景観形成基準は、別表のとおりとする。ただし、知事が景観形成審議会の意見を聞いた上で、当地区の優れた景観の形成を図るため、この基準を適用することが適当でないと認める建築物等又は自動販売機については、これによらないことができる。

別表

項　　目	景観形成基準	
	建　　築　　物	工　作　物
規模・高さ	・味原川沿いの遊歩道から見て、市街地を囲む山並みなどの自然景観要素を遮らないように努める。 ・階数は２階建て以下を基本とする。 ・３階以上とする場合は、２階の屋根高さまで下屋を設けるなど、周囲の景観やまちなみの連続性に調和させるよう努める。	・周囲に与える突出感や違和感を軽減するような意匠とする。 ・基調となる色は、落ち着いた色彩とし、周囲の景観との調和に努める。 ・味原川に面した擁壁は、自然石の石垣とするよう努める。やむを得ず自然石を用いない場合にあっては、自然石を模した仕上げとするよう努め
屋　　根	・落ち着いた和風の意匠を基本とし、まちなみ景観の連続性に配慮する。 ・切妻平入り、入母屋平入りの勾配屋根を原則とする。 ・仕上げは鉄砂瓦・来待瓦・いぶし瓦を使用するように努める。その他の仕上げとする場合の基調となる色彩は、黒、灰色系又は茶系とする。 ①色相が５Ｒから５Ｙまで、明度５以下かつ彩度８以下とする。 ②無彩色は、明度５以下とする。	
外　　壁	・材料は、木材・土壁・石材・漆喰・竹などの自然系の素材を用いるよう努める。また、木材で仕上げる場合は、下見板張りとすることが望ましい。	

	・自然系の素材としない場合の基調となる色彩は、灰色系または茶系とする。 ①色相は５Ｒから10Ｙまで、または５Ｂから５ＰＢまでとする。 ②色相が５Ｒから10Ｙまでの場合は、明度３以上かつ彩度７以下とする。 ③色相が５Ｂから５ＰＢまでの場合は、明度７以上かつ彩度２以下とする。 ④無彩色は明度３以上とする。	る。 ・味原川に架かる橋は、自然系の素材または自然系の素材を模した仕上げとするよう努める。
建　　具	・色彩は、黒、茶系または外壁と同一色とするよう努める。 ・現存する格子戸等伝統的様式の建具については、可能な限り保存するよう努める。	
外　　構	・塀を設ける場合は、木材・土壁・石材・漆喰・竹などの自然系の素材を用いるよう努める。 ・味原川に面する物干し台、物置、自然系の素材を用いていない外壁等については、生垣、板塀などの川の景観に配慮した目隠しを設けるよう努める。 ・味原川沿いの遊歩道から見える部分については、生垣、壁面緑化などにより緑化に努める。また、現存する古木については、可能な限り保存するよう努める。	
建築設備	・建築設備、配管等は露出しないように努める。やむを得ず露出する場合にあっては、目隠しを設ける。	
掲 出 物	・看板を設ける場合は、自家用広告物のみとし、自然系の素材を用いるように努める。	
そ の 他	・味原川沿いにおける照明については、ホタルの生息環境に配慮して設置するよう努める。 ・水質保全に配慮して、味原川に生活排水を放流しないよう努める。	

２　自動販売機に関する基準

項　　目	景 観 形 成 基 準
位　　置	・道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないよう努める。
意　　匠	・企業名、商品名等広告面を極力控えるなど周辺景観との調和に配慮する。
色　　彩	・基調となる色彩は、茶または焦げ茶とする。その他の色彩を用いる場合は、木製格子等により目隠しを設置するよう努める。
その他の設置方法	・複数機設置する場合は、乱雑とならないよう配置するものとする。

兵庫県告示第360号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第21条の10第１項の規定により、景観形成重要建造物等として次のものを指定する。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

第３次指定

名称	所在地
ユニチカ記念館	尼崎市東本町１－50
静思館	猪名川町上野字北廻り22
茨木酒造	明石市魚住町西岡1377
西脇小学校	西脇市西脇656
難波酒販店	神河町中村161－1
うすくち龍野醤油資料館	たつの市龍野町大手54－1
うすくち龍野醤油資料館別館	たつの市龍野町上霞城126
生野まちづくり工房　井筒屋	朝来市生野町口銀谷640
平岩家住宅	丹波市青垣町中佐治91
菊川家住宅	南あわじ市湊里1484

兵庫県告示第361号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第１項の規定により、篠山市篠山口駅西土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

1　事業施行期間

変更前　平成６年１月18日から平成20年３月31日まで

変更後　平成６年１月18日から平成21年３月31日まで

2　変更認可の年月日

平成20年３月14日

兵庫県告示第362号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

1　施行者の名称

明石市

2　都市計画事業の種類及び名称

東播都市計画公園事業

3.3.116号　松江公園

3　事業施行期間

変更前　平成13年３月30日から平成20年３月31日まで

変更後　平成13年３月30日から平成23年３月31日まで

4　事業地

⑴　収用の部分

変更なし

⑵　使用の部分

なし

兵庫県告示第363号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、その関係図書は、平成20年３月28日から淡路県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

指定番号	指定年月日（平成年月日）	道路の位置	幅員（メートル）	延長（メートル）
第H19淡路位置0011号	20.3.13	洲本市上物部２丁目219番４、219番５	4.36～4.40	34.68

兵庫県告示第364号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の34第１項の規定に基づく、確認検査業務の全部廃止の届出があったので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　確認検査業務を廃止する指定確認検査機関の名称

学校法人誠和学院

２　業務を廃止する事務所の所在地

学校法人誠和学院まちづくりサポートセンター

姫路事務所　　姫路市栗山町151番地の２

加古川事務所　加古川市加古川町北在家2646番地

神戸事務所　　神戸市中央区江戸町94番地の２

３　廃止する確認検査業務の範囲

全部

４　廃止する年月日

平成20年４月21日

５　廃止の理由

平成20年度の経営予測では債務超過となる見込みであり、経理的基礎に係る指定要件を満たさなくなるため。

兵庫県告示第365号

昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部を次のように改正し、平成20年４月１日から適用する。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

３の表中

「

株式会社大正銀行	同上
神戸信用金庫	同上

」

を

「

株式会社大正銀行	同上
株式会社ゆうちょ銀行	日本国内に所在する営業所及び株式会社ゆうちょ銀行が収納事務の全部又は一部を委託した郵便局株式会社の営業所（郵便局株式会社が業務を再委託した郵便窓口業務等受託者の施設を含む。）
神戸信用金庫	兵庫県内に所在する営業所

」

に、

「

備考　ただし、マルチペイメントネットワークを利用した方法により兵庫県公金を収納する場合は、日本国内に所在する営業所において、その事務を取り扱えるものとする。

」

を

「

備考　１　株式会社ゆうちょ銀行において取り扱える収納事務は、県税及びこれに附随する県税外収入の窓口収納に限るものとする。

２　マルチペイメントネットワークを利用した方法により兵庫県公金を収納する場合は、日本国内に所在する営業所において、その事務を取り扱えるものとする。

」

に改める。

兵庫県告示第366号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成20年４月１日から適用する。

平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

表中

「

社団法人　兵庫県自家用自動車協会連合会	宝塚自家用自動車協会	宝塚市旭町

」

を

「

社団法人　兵庫県自家用自動車協会連合会	宝塚自家用自動車協会	宝塚市旭町
本多石油株式会社	テクノプラザ西播磨給油所	赤穂郡上郡町光都

」

に改める。

公　　　告

落札者等の公示

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成20年３月28日

契約担当者
兵庫県知事　井　戸　敏　三

1　落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
兵庫県第１号館、別館及び西館清掃等業務　一式
2　契約に関する事務を担当する課又はかいの名称及び所在地
兵庫県企画管理部管理局管財課　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号
3　落札者を決定した日
平成20年２月27日
4　落札者の名称及び住所
株式会社明和産業　東京都中野区東中野３丁目13番19号
5　落札金額
29,100,000円
6　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
7　入札公告をした日
平成20年１月15日

落札者等の公示

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成20年３月28日

契約担当者
兵庫県知事　井　戸　敏　三

1　落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
兵庫県第２号館等、第３号館及び議場清掃業務　一式
2　契約に関する事務を担当する課又はかいの名称及び所在地
兵庫県企画管理部管理局管財課　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号
3　落札者を決定した日
平成20年２月27日
4　落札者の名称及び住所
株式会社三木美研舎　神戸市中央区北長狭通４丁目４番18号
5　落札金額
29,000,000円
6　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
7　入札公告をした日
平成20年１月15日

落札者等の公示

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成20年３月28日

契約担当者
兵庫県知事　井　戸　敏　三

1　落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
兵庫県公館及び本庁舎下山手分室清掃業務　一式
2　契約に関する事務を担当する課又はかいの名称及び所在地
兵庫県企画管理部管理局管財課　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号
3　落札者を決定した日
平成20年２月27日

４　落札者の名称及び住所
　株式会社大和研装社　神戸市中央区北長狭通６丁目１番２号
５　落札金額
　14,000,000円
６　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
７　入札公告をした日
　平成20年１月15日

落札者等の公示

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
　平成20年３月28日

契約担当者
兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
　兵庫県災害対策センター清掃業務　一式
２　契約に関する事務を担当する課又はかいの名称及び所在地
　兵庫県企画管理部管理局管財課　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号
３　落札者を決定した日
　平成20年２月27日
４　落札者の名称及び住所
　株式会社日東カストディアル・サービス株式会社神戸支店　神戸市中央区三宮町３丁目７番６号
５　落札金額
　5,640,000円
６　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
７　入札公告をした日
　平成20年１月15日

都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
　平成20年３月28日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
　高砂市阿弥陀町北池字村前122番１、122番２、144番１、144番２、145番１、161番、161番地先里道及び水路の一部、162番の一部
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
　高砂市阿弥陀町魚橋1016番地の１
　有限会社大成住建　代表取締役　段　畑　幸　彦
　加古川市西神吉町宮前821番地の101
　株式会社シンメン不動産　代表取締役　新　免　博　昭
３　許可年月日及び許可番号
　平成19年10月17日
　兵庫県指令東播（建）第１－16号（19高砂）

県　議　会　告　示

兵庫県議会告示第２号

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第３条第６項に定める議会の運営に必要な会議を定める規程

の一部を改正する規程を次のように定める。
平成20年３月28日
兵庫県議会議長　山　口　信　行

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第３条第６項に定める議会の運営に必要な会議を定める規程の一部を改正する規程

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第３条第６項に定める議会の運営に必要な会議を定める規程（平成19年兵庫県議会告示第４号）の一部を次のように改正する。
題名及び本則中「第３条第６項」を「第３条第５項」に改める。
附　則
この規程は、平成20年４月１日から施行する。

選挙管理委員会公告

平成19年度選挙一般表彰

兵庫県選挙管理委員会表彰規程（昭和28年兵庫県選挙管理委員会告示第８号）第２条及び第３条第１号の規定により、平成19年度選挙一般表彰として、平成19年12月19日、次の者を表彰した。
平成20年３月28日
兵庫県選挙管理委員会
委員長　村　上　寿　浩

（委員の部）

氏　名	職　名	住　所
藤　澤　福　男	神戸市東灘区選挙管理委員会委員長代理	神戸市東灘区
守　屋　末　治	神戸市兵庫区選挙管理委員会委員長代理	神戸市兵庫区
岸　本　圭　吉	神戸市長田区選挙管理委員会委員	神戸市長田区
松　本　克　己	明石市選挙管理委員会委員長職務代理者	明石市
山　岡　寛　哉	明石市選挙管理委員会委員	明石市
田　中　笑　子	西宮市選挙管理委員会委員	西宮市
川　田　康　雄	西宮市選挙管理委員会委員	西宮市
安　岡　井佐雄	芦屋市選挙管理委員会委員	芦屋市
入　江　義　人	伊丹市選挙管理委員会委員長	伊丹市
松　岡　一　重	高砂市選挙管理委員会委員長	高砂市
冨　田　和　昭	小野市選挙管理委員会委員長	小野市
樫　尾　孝　子	前篠山市選挙管理委員会委員長	篠山市
足　立　勝　美	養父市選挙管理委員会委員長	養父市
和　田　増　夫	養父市選挙管理委員会委員	養父市
小　川　敏　夫	丹波市選挙管理委員会委員長職務代理者	丹波市
椿　野　美奈子	朝来市選挙管理委員会委員	朝来市
奥　村　重　男	淡路市選挙管理委員会委員長代理	淡路市
田　尻　　　覺	加東市選挙管理委員会委員長	加東市
赤　井　和　雄	上郡町選挙管理委員会委員長	赤穂郡上郡町
小　林　和　彦	佐用町選挙管理委員会委員	佐用郡佐用町

（職員の部）

氏　名	職　名	住　所
佐々木　次　郎	神戸市須磨区選挙管理委員会主査	神戸市西区
山　﨑　俊　平	尼崎市選挙管理委員会主事	尼崎市
田　中　万亀子	明石市選挙管理委員会庶務啓発係長	明石市
平　瀬　忠　信	宍粟市選挙管理委員会書記	宍粟市
松　石　俊　介	上郡町選挙管理委員会書記長	赤穂郡上郡町

平成19年執行兵庫県議会議員選挙及び参議院議員通常選挙選挙時表彰

兵庫県選挙管理委員会表彰規程（昭和28年兵庫県選挙管理委員会告示第８号）第２条及び第３条第２号の規

定により、平成19年執行兵庫県議会議員選挙及び参議院議員通常選挙兵庫県選挙管理委員会表彰として、平成19年12月19日、次の者を表彰した。

平成20年３月28日

兵庫県選挙管理委員会
委員長　村　上　寿　浩

１　兵庫県選挙管理委員会表彰

（選挙管理委員会の部）

名　　称	所　在　地
小野市選挙管理委員会	小野市
養父市選挙管理委員会	養父市
上郡町選挙管理委員会	赤穂郡上郡町

（委員及び職員の部）

氏　　名	職　　名	住　　所
田　邊　秀　清	前高砂市選挙管理委員会委員長職務代理	高砂市

（職員の部）

氏　　名	職　　名	住　　所
永　沢　章　好	神戸市東灘区選挙管理委員会事務局長	大阪府吹田市
若　林　克　美	神戸市東灘区選挙管理委員会事務職員	神戸市西区
横　尾　恭　之	神戸市中央区選挙管理委員会選挙係長	神戸市北区
平　田　晃　士	神戸市中央区選挙管理委員会事務職員	神戸市兵庫区
竹　内　　　勝	神戸市北区選挙管理委員会選挙課長	三田市
平　川　明　博	神戸市長田区選挙管理委員会選挙係長	神戸市灘区
加　古　裕　志	神戸市須磨区選挙管理委員会事務職員	加古郡播磨町
岡　野　めぐみ	神戸市垂水区選挙管理委員会選挙係長	明石市
栗　田　和　教	尼崎市水道局総務部長	尼崎市
近　藤　和　男	尼崎市環境市民局課長補佐	伊丹市
伊　東　淳　一	加古川市選挙管理委員会事務局長	加古川市
川　﨑　航　洋	加古川市選挙管理委員会事務局次長	加古川市

２　兵庫県選挙管理委員会感謝状

（個人の部）

氏　　名	職　　名	住　　所
和　田　美耶子	明石市明るい選挙推進協議会委員	明石市
上　原　紀代子	川西市明るい選挙推進協議会委員	川西市
子　守　貴　子	川西市明るい選挙推進協議会委員	川西市

（団体の部）

名　　称	所　在　地
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区

公 安 委 員 会 規 則

個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年３月28日

兵庫県公安委員会
委員長　小　倉　修　悟

兵庫県公安委員会規則第４号

個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する条例施行規則（平成18年兵庫県公安委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

第14条第２項を次のように改める。

２　条例第29条第１項の規定による訂正請求書の提出は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、送付の

方法によることができる。
⑴　開示を受けた者と訂正請求をする者（条例第53条第４項の規定の適用を受けて訂正請求をする者を除く。）とが同一である場合
⑵　病気、身体の障害その他のやむを得ない理由のため、訂正請求書を持参することができないと公安委員会が認める場合
第15条の見出し中「本人確認手続」を「本人確認手続等」に改め、同条第１項中「及び第３項」を「から第３項まで」に改め、「この場合において」の右に「、同条第２項中「前条第２項」とあるのは「第14条第２項第２号に該当し、同項」と」を加え、同条第２項を削る。
第22条中「及び第３項、」を「から第３項まで及び」に改め、「並びに第15条第２項」を削り、「第４条第３項」を「第４条第２項中「前条第２項」とあるのは「第22条において準用する第14条第２項第２号に該当し、同項」と、同条第３項」に、「により適用する条例第28条第１項の規定により」を「の規定の適用を受けて」に改め、「、第15条第２項中「前条第２項」とあるのは「第22条において準用する第14条第２項」と」を削る。
附　則
この規則は、平成20年４月１日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年３月28日

兵庫県公安委員会
委員長　小　倉　修　悟

兵庫県公安委員会規則第５号

警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。
第２条第１項の表条例第２条第１項第１号の作業の項中「）において当該作業に専従する職員として登録した職員」の右に「で当該作業（警察庁舎内における作業については、被疑者等の取調べに限る。）に従事するもの」を加え、「従事する」を「専従する職員として登録した」に改め、「除く。）」の右に「で当該作業（警察庁舎内における作業については、被疑者等の取調べに限る。）に従事するもの」を加え、同表条例第２条第１項第２号の作業の項中「又は条例第２条第１項第25号の作業に従事する職員」を削り、同表条例第２条第１項第３号の作業の項中「登録した職員」の右に「で事件・事故等に伴う緊急自動車の運転に従事するもの」を加え、同表条例第２条第１項第５号の作業の項中「当該作業に専従する」を「緊急配備のための作業、事件・事故等の現場における作業及び水難救助の訓練のための作業に従事する」に改め、同表条例第２条第１項第６号の作業の項職員の欄を次のように改める。

当該作業に専従する職員として登録した職員で次に掲げるもの １　人の死傷（軽傷を除く。）を伴う交通事故事件の捜査に従事する職員 ２　暴走族の取締りに従事する職員 ３　悪質又は危険な交通法令違反の捜査に従事する職員

第２条第１項の表条例第２条第１項第８号の作業の項中「登録した職員」の右に「で事件・事故等の現場における作業に従事するもの」を加える。
第２条の２を次のように改める。
（短時間勤務職員の手当額の端数計算）
第２条の２　条例第２条の２の規定による手当の額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
附　則

（施行期日）
1　この規則は、平成20年４月１日から施行する。
（経過措置）
2　改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に着手する作業等から適用し、同日前に着手した作業等については、なお従前の例による。

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年３月28日

兵庫県公安委員会
委員長　小　倉　修　悟

兵庫県公安委員会規則第６号

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
別表第３の２県道の部神戸三田線の項の次に次のように加える。

明石神戸宝塚線	神戸市西区伊川谷町前開字矢谷743番から同区伊川谷町布施畑字上ノ山393番３まで

別表第３の２県道の部神戸加古川姫路線の項中「

神戸市垂水区名谷町字横尾1852番３から同区名谷町字横尾2035番14まで

」を「

神戸市垂水区名谷町字横尾1852番３から同区名谷町字横尾2035番14まで
神戸市須磨区弥栄台２丁目２番１から同市西区伊川谷町布施畑字上ノ山391番１まで

」に、「高塚台１丁目10番」を「伊川谷町前開字矢谷743番」に改め、同部東播磨港線の項の次に次のように加える。

飾磨港線	姫路市飾磨区中島字宝来3057番１から同市飾磨区中島字流田1139番29まで

別表第３の２県道の部芦屋鳴尾浜線の項中「緑町10丁目８番37」を「潮見町13番52」に、「18番３」を「20番23」に改め、同表市道（神戸市）の部西灘浜手10号線の項の次に次のように加える。

生田川右岸線	神戸市中央区吾妻通６丁目434番から同区生田町２丁目314番まで

別表第３の２市道（神戸市）の部灘浜脇浜線の項の次に次のように加える。

生田川鵯線	神戸市中央区生田町２丁目314番から同市北区山田町下谷上字中一里山15番まで
	神戸市中央区葺合町下城山２番１から同市兵庫区平野町天王谷字西服山354番24まで
夢野白川線	神戸市北区山田町下谷上字中一里山15番から同市須磨区白川台２丁目37番１まで

別表第３の２市道（神戸市）の部苅藻３号線の項の次に次のように加える。

白川伊川谷線	神戸市須磨区白川台２丁目37番１から同区弥栄台２丁目２番１まで

別表第３の２市道（神戸市）の部布施畑名谷線の項を削り、同部西神３号線の項の次に次のように加える。

西神５号線	神戸市西区平野町芝崎字樋の口283番１から同区櫨谷町菅野字西山782番45まで

別表第３の２市道（神戸市）の部高塚台１号線の項の次に次のように加える。

高塚台２号線	神戸市西区高塚台４丁目４番４から同区高塚台５丁目１番１まで
高塚台３号線	神戸市西区高塚台４丁目３番５から同区高塚台１丁目１番１まで

附　則

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

警 察 本 部 告 示

兵庫県警察本部告示第217号

個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年３月28日

兵庫県警察本部長　太　田　裕　之

個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示

個人情報の保護に関する条例施行規程（平成18年兵庫県警察本部告示第248号）の一部を次のように改正する。

第13条第２項を次のように改める。

２　条例第29条第１項の規定による訂正請求書の提出は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、送付の方法によることができる。

⑴　開示を受けた者と訂正請求をする者（条例第53条第４項の規定の適用を受けて訂正請求をする者を除く。）とが同一である場合

⑵　病気、身体の障害その他のやむを得ない理由のため、訂正請求書を持参することができないと本部長が認める場合

第14条の見出し中「本人確認手続」を「本人確認手続等」に改め、同条第１項中「及び第３項」を「から第３項まで」に改め、「この場合において」の右に「、同条第２項中「前条第２項」とあるのは「第13条第２項第２号に該当し、同項」と」を加え、同条第２項を削る。

第21条中「及び第３項、」を「から第３項まで及び」に改め、「並びに第14条第２項」を削り、「第４条第３項」を「第４条第２項中「前条第２項」とあるのは「第21条において準用する第13条第２項第２号に該当し、同項」と、同条第３項」に、「により適用する条例第28条第１項の規定により」を「の規定の適用を受けて」に改め、「、第14条第２項中「前条第２項」とあるのは「第21条において準用する第13条第２項」と」を削る。

附　則

この告示は、平成20年４月１日から施行する。